

2026年9月2日

No. ACL_002

企業結合ガイドラインの改定

執筆者：弁護士 鈴木道夫／弁護士 中井建志／顧問 菅久修一*

*弁護士資格はない（法律事務の取扱い・周旋はしていない）。

はじめに

公正取引委員会は、2026年7月17日、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下「企業結合ガイドライン」という。）の改定案¹を公表した。今回の改定の背景には、デジタル技術の進展、気候変動問題、人口減少に伴う市場縮小等、我が国を取り巻く経済環境が変化する中で、イノベーションを促進し、国際競争力を強化することの重要性が高まっていることのほか、供給の安定性や環境性能といった新たな社会的課題、近年の企業結合審査事例の蓄積、米国、EU、英国等における企業結合ガイドラインの見直しがある²。

今回の改定案について、主なポイントを概説するとともに、今回の改定が今後の企業結合審査及び実務に与える影響について検討する。

供給の安定性・環境性能・イノベーション等の考慮

第1のポイントは、企業結合審査において考慮される競争上の要素を明確化・拡充する点である。改定案では、供給の安定性や環境性能（温室効果ガスの削減等）についても、顧客獲得のための競争の手段となり得ることが明記されている。

近年、サプライチェーンの強靱化や脱炭素化への対応は、企業にとって重要な経営課題となっている。競合他社より安定した供給体制を有することや、より環境性能の高い商品を提供することは、そ

¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」新旧対照表：

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jul/260717_kiketsu_shinkyuu.pdf

² 「企業結合ガイドラインの改定について」：

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jul/260717_kiketsu_kaiteigaiyou.pdf

れ自体が顧客獲得における競争上の優位性となり得る。今回の改定案は、このような競争の実態を企業結合審査に明確に取り込むものといえる。

また、企業結合による効率性の向上によって、供給の安定性の改善・維持、環境性能の向上、投資拡大、イノベーション促進による新商品の創出等が実現する場合には、これらを競争促進効果として考慮することも明記されている。

長期間の市場の状況を踏まえた競争評価

第2のポイントは、企業結合後の競争状況について、より長期的な市場の変化を考慮することを明確にした点である。例えば輸入圧力について、将来見込まれる市場構造の変化等によって、その時点で輸入圧力が働く場合には、長期間の市場の状況を考慮することが明記されている。

現行のガイドラインにおいても、輸入圧力等を評価する「一定の期間」はおおむね2年以内を目安としつつ、産業の特性により、これより短期間又は長期間となる場合があるとされている。今回の改定案は、「一定の期間」について、産業の特性等を踏まえ、実態に応じて判断することをより明確にしたものといえる。

この考え方は輸入圧力だけに限られない。改定案では、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力、イノベーションの促進等の効率性、当事会社グループの経営状況、市場規模についても、同様に長期間の市場の状況を考慮するとしている。

最近の審査事例・海外動向を踏まえた記載の追加

第3のポイントとして、今回の改定案では、最近の企業結合審査事例や諸外国のガイドライン等を踏まえ、従来の企業結合ガイドラインの記載が具体化されている。例えば、関税が存在する場合でも輸入品が競争力を有するケースや、需要者の需要者から間接的な競争圧力が働くケース、問題解消措置等について記載が追加されている。また、諸外国の企業結合ガイドライン等を踏まえ、購入市場における競争分析等についても追記されている。

例えば、問題解消措置については、従来から企業結合審査の実務において採られてきた、問題解消措置が実施されるまでの間における当事会社の独立性確保等の暫定措置や、独立した第三者（モニタ

リング・トラスティ)³による問題解消措置の履行状況の監視等が明文化・具体化されたものと思われる、今回の改定により実務が大きく変更されるものではないと考えられる。他方、これらの考え方が企業結合ガイドライン上明示されたことから、今後、問題解消措置を講じる必要がある企業結合においては、問題解消措置の設計に当たっての重要な指針になるものと考えられる。

改定手続の今後の予定

今回公表された企業結合ガイドラインは現時点では改定案であり、公正取引委員会は、2026年8月31日まで、パブリックコメントを募集している。今後は、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて改定案の検討が行われ、企業結合ガイドラインの正式な改定版が公表される。本ニュースレターの作成時点においては、正式な改定版の公表時期は発表されていない。

終わりに

今回の改定については、今後公表される正式な改定版の内容を精査した上で評価する必要がある。もっとも、改定案を見る限り、今回の改定は、企業結合規制の単純な「緩和」又は「厳格化」と捉えるよりも、企業結合の競争制限効果と競争促進効果をより中長期的かつ実態的に評価する方針を明確にするものと捉えるのが適切であろう。

改定案により明記された効率性の向上や将来の市場状況の変化については定量的に評価することが必ずしも容易ではない。そのため、企業においては、企業結合届出の初期段階から、当該企業結合によって期待される効率性の向上や将来の市場状況の変化を具体的に提示し、これらが競争評価上考慮されるためにどのような情報や資料による裏付けが必要となるかについて、審査担当者と十分に協議することが重要であると考えられる。

³ 公表事例において問題解消措置にモニタリング・トラスティが付された例：

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/trustee/index.html>

執筆者

弁護士 鈴木道夫（パートナー、東京弁護士会）

Email: michio.suzuki@aplaw.jp

弁護士 中井建志（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: takeshi.nakai@aplaw.jp

顧問 菅久修一*（コンサルタント）

Email: syuichi.sugahisa@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 競争法プラクティスチーム

Email: cpg_competition@aplaw.jp

*弁護士資格はない（法律事務の取扱い・周旋はしていない）。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せず渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス | Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス | Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス | New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス | Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス | Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス | Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

